

8 児童虐待、DV の防止

8-1 児童虐待の防止

▽問合せ 子育て支援課(電話 299-1765)

虐待は重大な人権侵害です。誰もが虐待の加害者にも被害者にもなる可能性があります。

虐待を受けているかもしれない子どもを発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなど、どうしていいかわからない場合は、自分ひとりで抱え込まずに連絡してください。

【虐待に関する相談窓口】

■児童虐待全国共通ダイヤル『189』

「あの子、虐待を受けているかもしれない」と思ったらご相談ください。
近隣の児童相談所につながります。

■埼玉県虐待通報ダイヤル『#7171』または『048-762-7533』

児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の通報を 24 時間 365 日受け付けています。

※連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

【虐待のサイン】

虐待を受けている子どもは、周囲の人にサインを出している場合があります。

■衣服が汚れている

■自宅がゴミであふれている

■怒鳴り声や泣き声が聞こえる

■頻繁にけがをしている



【児童虐待とは】

児童虐待は以下のように4種類に分類されます。

1 身体的虐待

なぐる、ける、
やけどを負わせる、溺れさせる
など

2 心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間
の差別的扱いをする、子どもの
目の前で母親など他の家族に
暴力をふるう など

3 育児放棄

食事を与えない、不潔なまま
にする、自動車内などに置き
去りにする、病気をしても病
院に連れて行かない など

4 性的虐待

性的行為の強要、性器や性行為
を見せる、ポルノグラフィーの
被写体などに子どもを強要する
など

8-2 DV(ドメスティック・バイオレンス)の防止

▽問合せ 総務課 庶務・人権グループ(電話299-1753)

配偶者やパートナー、恋人など親密な間柄で行われる暴力行為を DV(ドメスティック・バイオレンス)といいます。

ひとりで悩んだり、我慢したりせずにご相談ください。

相談窓口

相談機関	電話番号	相談時間など
川島町 総務課 庶務・人権グループ	049-299-1753	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分
With You さいたま 埼玉県男女共同参画推進 センター	048-600-3800	月曜日～土曜日 (祝日、年末年始及び第3木曜日を除く) 午前10時～午後8時30分
埼玉県婦人相談センター	048-863-6060	月曜日～土曜日 午前9時30分～午後8時30分 日曜日・祝日 午前9時30分～午後5時 (年末年始を除く)
東松山警察署	0493-25-0110	緊急の時は、迷わず110番におかけください。
【内閣府】DV 相談ナビ	#8008(はれれば)	発信地等の情報から、最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送されます。

【内閣府】DV 相談+(プラス)

内閣府は、電話(フリーダイヤル)、SNS のチャット、メールで DV の相談することができる「DV 相談+」を開発しています。

■ 電話・メール 24時間受付
電話:0120-279-889(つながはやく)

■ チャット相談 正午～午後10時
チャット、メールは「DV 相談+(プラス)」ホームページから
相談できます。ホームページは右二次元バーコードからご覧ください。



【DVとは】

DVは以下のように5種類に分類されます。

1 身体的暴力

殴る、蹴る、
物を投げつける、
突き飛ばす、刃物を振りかざす
など

2 精神的暴力

暴言、脅迫、
交友関係や毎日の行動を細かく
監視する
など

3 性的暴力

望まない性行為の強要、
避妊に協力しない
など

4 経済的暴力

必要な生活費を渡さない、
仕事を無理やりやめさせて経済
的に弱い立場に立たせる
など

5 子どもを利用した暴力

子どもへの加害をほのめかす、
子どもに被害者が悪いと思わせる
など